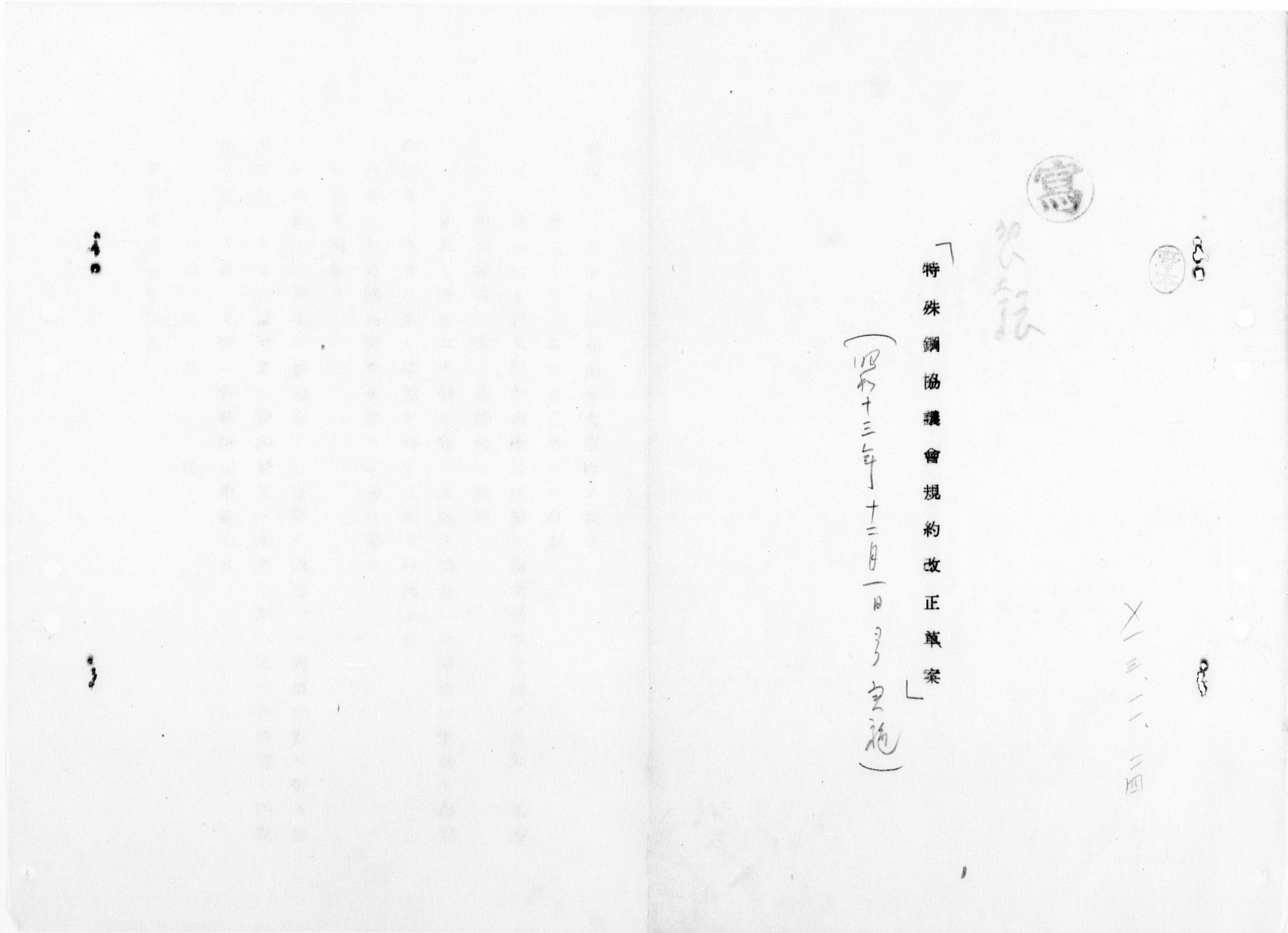


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。



特殊鋼協議會規約改正草案

(昭和十三年十一月一日) 實施

寫
字
法



X
1
3
1
1
3
4

特殊鋼協議會規約

第一章 總 則

- 第一條 本會ノ名稱ハ特殊鋼協議會トス
- 第二條 本會ハ電氣爐、坩堝爐又ハ酸性平爐ヲ以テ特殊鋼ノ鋼塊ヲ製造シ鍛鋼品、壓延品、(條鋼、鋼板)ノ製造販賣ヲ營ム者ヲ以テ組織ス
- 前項ノ特殊鋼ハ別表ニ掲グル所ニ依ル
- 第三條 本會ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス
- 一 會員ノ製作スル特殊鋼ノ生産及配給ノ統制竝ニ受註ノ斡旋
 - 二 原料材料ノ購入及配給ノ統制
 - 三 前各號ノ外本邦特殊鋼製造業ノ進歩發達ヲ圖リ且其ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル爲必要ナル事業
- 第四條 本會ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二章 機 關

第五條 本會ニ左ノ機關ヲ置ク

一 總 會

二 幹事會

- 第六條 總會ハ定時及臨時ノ二種トシ定時總會ハ五月及十一月ニ開催シ臨時總會ハ幹事會ガ必要ト認メタルトキ又ハ會員十名以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開催スルモノトス
- 總會ノ招集ハ幹事長之ヲ行フ
- 第七條 總會ハ本規約及總會ノ決議ニ依リ幹事會ニ委嘱シタル事項ヲ除クノ外本會ノ運用ニ必要ナル一切ノ事項ヲ議決ス
- 第八條 幹事會ハ本會ノ日常業務ノ外總會ヨリ委嘱セラレタル事項ヲ議決ス
- 第九條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開催ス但シ必要アル場合ハ隨時開

催スルコトヲ得

第十條 會員ハ豫メ會員ノ代表及代表代理三名以内ヲ本會ニ届出
ツルコトヲ要ス

第十一條 總會ノ議決ハ全員ノ一致ヲ原則トス但シ意見ノ一致ヲ
見ザル場合ハ表決權ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

會員ノ表決權ハ會員ノ前年度ニ於ケル特殊鋼塊ノ總生産應數
ヲ基準トシ五千應未滿ハ一票、五千應以上一萬應ハ二票、一萬
應以上ハ三票トス

第十二條 幹事會ノ議決ハ幹事總數ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決
ス可否同數ナルトキハ幹事長ノ決スル所ニ依ル

第十三條 本會ノ會務ヲ處理スル爲左ノ役職員ヲ置ク

一 幹事長 一名

二 専務理事 一名

三 幹事 十名以内

四 主事 一名

五 書記 若干名

六 雇員 若干名

第十四條 幹事長ハ幹事ノ互選ニ依リ、幹事ハ會員又ハ法人タル
會員ノ代表者ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

専務理事ハ總會ニ於テ任免ス

専務理事ノ任免ニ付テハ商工省ノ承認ヲ經ルモノトス

専務理事ハ幹事ヲ兼マルモノトス

主事ハ幹事會ノ決議ヲ經テ任免シ、書記以下ハ幹事長専務理事
ト合議ノ上任免スルモノトス

幹事長及幹事ノ任期ハ二箇年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

第十五條 幹事長ハ本會ヲ代表ス

總會及幹事會ノ議長ノ職ハ幹事長之ヲ勤ム幹事長事故アルトキハ専務理事之ヲ代行ス

第十六條 専務理事ハ幹事長ヲ補佐シ本會業務ノ執行ヲ統轄ス

第十七條 主事ハ専務理事ノ命ヲ受ケ會務一切ヲ處理ス

第十八條 書記及雇員ハ主事ノ命ヲ受ケ會務ニ従事ス

第三章 報告及監督

第十九條 本會員ハ總會及幹事會ノ決議ニ基ク必要ナル諸般ノ報告ヲ爲ス義務アルモノトス

第二十條 本會ハ必要ニ應ジ専務理事ヲシテ工場ノ調査（軍ノ機密ニ屬スル事項ヲ除ク）ヲ爲サシムルコトアルベシ

第四章 經費

第二十一條 本會員ハ入會金トシテ表決權一票毎ニ金壹千圓ヲ讓出スルモノトス

第二十二條 本會員ハ會費トシテ表決權一票毎ニ一箇年金二百圓ヲ讓出スルモノトス

第二十三條 本會員ハ本會ノ受註幹旋並ニ原料材料ノ購入及配給ノ統制ノ事業ニ要スル經費ヲ支辨スル爲別ニ定ムル手数料ヲ納付スルモノトス

第五章 決算

第二十四條 本會ノ年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月末日ニ終リ之ヲ貳期ニ分ツモノトス

第一期 自四月一日至九月末日

第二期 自十月一日至翌三月末日

第二十五條 本會ノ決算ハ毎期末之ヲ行フ

第二十六條 幹事長ハ左記書類ヲ總會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

- 一 業務報告書
- 二 財産目録
- 三 貸借対照表
- 四 收支計算書

第六章 罰 則

第二十七條 會員ニシテ本會ノ規約又ハ總會ノ決議ニ違反シタルトキハ當該會員ヲ除キタル總會ノ決議ニ依リ之ヲ處分ス

第七章 加入、脱退及解散

第二十八條 新ニ本會ニ加入セントスル者アルトキハ幹事會ニ於テ詮衡ノ上商工省ノ承認ヲ經テ之ヲ決ス

第二十九條 脱退者又ハ除名者ハ如何ナル事由アルトモ本會ノ財産ニ付權利ヲ主張スルコトヲ得ズ

第三十條 本會解散ノ場合ハ直ニ清算人ヲ選定シ清算ニ當ラシメ

本會ノ財産ヲ平等ニ分配スルモノトス

附 則

第三十一條 本規約ノ變更竝ニ本規約施行ノ爲ニ必要ナル細則ノ制定及變更ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 本規約實施ノ際本會ノ會員タル者モ第二十一條ノ入會金ヲ課出スルモノトス

第三十三條 本規約ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ實施ス

特殊鋼の分類表

電氣爐、坩堝爐又ハ酸性平爐ニ依リ製造シタル鋼ヲ壓延シタル鋼材ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

一、炭素ノ含有量千分ノ六乃至千分ノ十五ニシテ磷及硫黄ノ含有量各一萬分ノ三以下

二、珪素又ハマンガノ含有量千分ノ八以上但シ珪素及マンガノ含有量スル場合ハ其ノ合計含有量千分ノ十五以上

三、ニッケル、クロム、銅又ハアルミニウムノ含有量千分ノ四以上

四、タングステン、モリブデン、ワナヂウム、コバルト、チタニウム、ジルコニウム、硼素、ベリリウム、ウラニウム又ハタンタリウムノ含有量千分ノ二以上

其前二號ニ掲グル元素(銅ヲ除ク)二以上ヲ含有シ其ノ合計含有量千分ノ四以上

六、炭素ノ含有量千分ノ六以下ニシテ磷、硫黄ノ含有量各一萬分ノ

三、五以下ノ航空機用鋼、自動車用鋼

七、鐵道用バネ鋼